

# 宮田委員資料



## 第1 民間ボランティアについて

### 1 保護司をめぐる問題

#### (1) 保護司の確保について

私は、大学生3年生（昭和58年）のときに刑事政策の講義を受けたが、そのときに、「保護司の高齢化」の話を聞いた。その後もその指摘がされ続けており、問題が全く解決できないまま30年以上が経過してきたことになる。

保護司については、各地の保護司会からの推薦により新たな保護司の選任がされる場合が殆どである。かつて、保護司は①寺院の住職や地域の有力者といった名望家 ②町内会やPTAの会長経験者 ③①・②の配偶者 といった人達が、対象者に対する地域での面倒見のよい小父さん、小母さんという立場から関わってきた。とくに欠損家庭、貧困家庭等の非行少年が、地域の人達との関わりで愛情等を補完されることで立ち直るというように、大きな効果があったことも事実である。

しかしながら、現在、①刑の一部執行猶予制度により長期間の指導監督が必要となる特別予防の見地からの対応が必要な者、とりわけ薬物事犯 ②高齢者、障害者といった、専門知識がないと効果的な指導監督のできない対象者が増大していくことになる。また、刑務所から仮釈放による保護観察に移行すべきなのは、再犯のおそれが高く、社会内での教育・指導が必要な者であるはずなのに、そのような者が仮釈放の恩典を受けることは殆どなく、家族があるなど、「事故を起こす可能性が極めて低い」限られた人にしか仮釈放を付してこなかったことには、保護観察官の不足とともに、専門性のない一般の人を保護司にしてきた制度の限界もあったように思われる。

現在、都会では地域社会が崩壊し、町内会の機能が低下し、中流層が私立学校に進学することが増えて公立の小中学校のPTAが弱体化しているし、地方では人口減による地域活動の不活性が起きている。地域から保護司を探してもらって従来やり方で保護司が円滑に推薦されるとは思われない。

東京保護観察所では、弁護士、司法書士等の士業団体や理容師、美容師等の職業組合等に呼びかけて保護司を募集しているようだが、このような取組の強化が必要と思われる。専門家保護司が入ることで、保護司自身の疑問や悩みの解決につながる場合もある（当職も、保護司仲間のケースについての法律的な問題について解答したことがある）。弁護士の保護司の確保のためには、法テラスの弁護士や公設事務所の弁護士などに就任を呼びかけるということも考え得るのではなかろうか。

また、後述のように、犯罪をした人の社会復帰を支援するNPOや任意団体が多数あり、そのような活動をしている人達の協力を求めることで、犯罪をした人の社会復帰に対する知見や経験のある人を保護司にすることが可能となるだ

ろう。再犯防止法では、地方自治体の犯罪をした人に対する協力義務が課されたところ、例えば、自治体が、福祉事務所のケースワーカー、児童相談所や女性センター等の心理職職員やその経験者など、犯罪をした人への支援に関連した具体的ノウハウや知識を持った人に保護司になるよう呼びかけることも検討すべきではないか。あるいは、DARCなど、犯罪をした人の自助グループで、非常に素晴らしい指導をしている人達がいるが、前科があると保護司への任命ができない。犯罪をしてから一定年限がたてば保護司になれるという法改正を行うか、かような活動実績のある人に対しては積極的に恩赦による復権をし、保護司となる途を開き、更生支援への協力を求めるべきである。

さらに、弁護士等が被疑者・被告人に対する「更生支援計画」を策定することがあるが、このキーマンが当該被疑者・被告人に対して継続的に支援できる「法的な裏付け」があると活動がしやすくなる。「担当保護司である」ということになれば、受刑中、帰住先調整のための出張旅費の支弁が受けられるなど、社会復帰支援を現実化させるための継続的な活動が可能になる。「そのケースのため」の特命の保護司というのは今まで無かった概念かもしれないが、現実的かつ実効性のある方法かと思われる。

かように、今までとは違ったチャンネルからの保護司の任命を考え、退職して時間に余裕のあるある程度高齢の方だけでなく、むしろより積極的に「現役世代」の有職者を保護司とする方策をとるべきである。

## (2)保護司に対する配慮等について

現在、保護司が自宅以外でも面会できるよう、「サポートセンター」の拡充等が図られており、さらにこれを充実していただければと思う。ただ、「サポートセンター」であることをあまり大きく表に出すと、「あそこに入入りしている人は前科者だ」というレッテル貼りの効果も出てしまうので、例えば公共機関の一角など、そこに入入りしても不審に思われないような場所を設定するなどの工夫が必要と思われる。

保護司がケースを担当する際の手当はあまりに貧しい。犯罪の種類や対象者の資質から困難が予想されるケースについてだけでも手当を加算するなど、何らかの経済的な支援の強化をするべきである。

保護司に対する研修会は、通常、昼間にしか企画されていない。これでは、有職者に、有給をとって来い、予定をキャンセルして来いというのも同然で、そのような保護司は出席することができないか、大きな負担をかけながら参加することになる。夜間の研修会や交流会等を企画することで、有職者の保護司を獲得し、あるいは一度保護司になった人に再任を更新し続けてもらうことが可能になるものと思われる。各地で夜間の研修会を企画することを試みるべきである。ちなみに、都内のある保護区において、定例研修を夜間に開催しようとしたところ、主任官から夜の研修は止めるよう「指導」があったと聞いている。この保護区では、約150人の保護司のうち、夜間の補講を希望する者が45人いたとのことであり、とくに有職者の保護司からの研修会夜間開催のニ

ーズは大きい。研修会には主任官が出席することとなり、その都合もあるのかもしれないが、主任官が来なくても十分に研修の実は上げ得るのであり、DARC職員や弁護士等を講師とした研修等も可能なのであるから、各保護観察所は、各保護司会の必要性に応えた研修の実施ができるように図るべきである。

研修内容についても充実させるべきである。保護司に対する定例研修は、主任官による各地で統一したテーマの話があり、その後、質疑応答等がなされる。研修会に対して、主任官がレジュメを読み上げるだけだったのでレジュメさえもらえれば研修会に出る必要はなかったというものや、レジュメの内容の相当部分が地域の保護観察所報に書いてあり、研修の意義はどこにあるのかという意見や、刑の一部執行猶予に関する研修の際、主任官が薬物依存治療やDARCの話をしたところ、保護司からその利用費用等についての質問が出た際、主任官が全く返答できなかつたというような意見もある。3つめの意見については、生活保護の場合はDARCやNAへの交通費は移送費として公的負担の対象となること、生活保護を受けていない場合には、依存症として精神科治療を受けている場合には自立支援医療として医療費の公的負担があること、精神障害の域であれば障害者手帳の給付により都営線の無料パスが出る等といった福祉的支援のメニューに関する回答が期待されていたものと考えられるが、かような福祉に関する知識のない保護観察官は相当数おられるものと思われる。保護観察官による、一律の内容の研修を実施し、保護司の知識の統一を図るとともに、主任官との交流を図る場を作るという趣旨は理解できる。しかしながら、主任官の方々の資質もいろいろあり、ケースの対応や保護司からの個別の質問への対応には定評があるが講義は不得手な方もおられるであろうし、プレゼンは上手いが対人スキルには自信のない方もおられるであろうから、主任官に対して一律に同内容の研修の講師を命じることには疑問がある。保護司のニーズに即した研修、例えば、どういうときにどんな福祉支援が受けられるのか、といった身も蓋もない疑問に対応してもらえるような研修会を企画できる環境を作っていたらと思う（もちろん、保護観察所から福祉についての冊子が配布されているが、犯罪別、障害別にはなっていないので直ちに自らのケースへの適用について考えが及ばないことがある。また、資料があれば研修がいらないうら、レジュメを配布すれば定例研修も必要ないとも考え得る）。福祉の知識であれば、地域の福祉職に保護司になってもらえば、保護司どうしの自主研修等で応えられるニーズであり、専門職保護司を増やし、そのような保護司が自分の所属する地域以外でも研修の講師を務めるなどすれば、相当分厚い知識の共有ができることになるのではないかと。

### (3)保護司の業務等

保護司が地域毎に任命されているのは、対象者に対して、保護観察が終わっても、何かあれば相談できる近所の頼りになる人を紹介するという意味あいがあるからであろう。親身に指導すればするほど、また、難しいケースであればある程、保護観察期間終了後も保護司に対する相談が持ち込まれ、そのような

相談に応じることが、元対象者の生きづらさを解消し、再犯防止の役割を果たしている。かような場合には、保護司に対しての費用支弁の制度は全く存しない。かような場合も、報告書の提出などを要件に（個人情報への不当な提供とならないよう、元対象者は匿名化するなど、報告の形式には工夫が必要かと思われるが）手数料を支弁する方策を考えるべきで、直ちに国からの支弁が難しいのであれば、試験的に保護司会からの費用支給などの方策を実施することを考えるべきである。

保護司は、地域毎に任命され、その地域で活動することが原則とされているが、とくに高齢者・障害者案件では、施設になじめないなど地域への定着がうまくいかず、別な施設を探すとなれば地域外となる場合は少なくない。かような困難のあるケースの場合には、地域を越えた活動をしなければならなくなる。高齢者、障害者については、その特性に習熟した保護司が継続的に指導、助言をすることが妥当であり、地域を越えての活動をするを前提とした活動が保障し、そのような業務態様を広く認めていくべきである。

## 2 更生保護女性会

保護司同様、更生保護女性会も高齢の方々が多く、もっと若い人達が参加できるように工夫すべきである。

更生保護女性会の方々が、更生保護施設での人の不足を補ったり、施設に花壇を設置して毎日和める仕事を対象者に与えたり、子ども食堂を開催したり等と、様々な役割を果たしていることについて、もっと広く広報するべきである。法務省の HP や全国更生保護女性会の HP では、結局何をやっているのか、そこで活動をしている人達の実感といったことが十分記載されておらず、そこを見て共感して参加しようという人が出てくるとは思われない。

ただ、なぜ、あえて女性の組織を作らなければならないのか、という根本的な疑問が発された場合に、法務省や同会の回答は準備できているのだろうか。日本更生保護女性会の HP に「更生保護女性会は、一人ひとりが人として尊重される社会、だれもが心豊かに生きられる社会を目標に、女性の持つ温かさや細やかさ、だれもが持っている善意の心を生かし活動しています。」との記載があり、当職も、女性の視点が非常に有用であること、女性どうしのグループのほうが活動しやすい面があるということを確認するものではあるが、「男女共同参画」が高らかにうたわれている時代に、「女性の組織」「女性らしさ」を正面から打ち出す組織があることによって、更生保護分野が思想的に極めて古く差別的であるかの印象を与える危険は考え無くてもよいのだろうか。

保護司 OG の方々はともかく、むしろ、女性会に入っただけよりも、保護司としてご活動いただくだけの能力や知見のある方々がこのような会には参加しておられるように思われるので、そのような方々を保護司として積極的にリクルートすべきである。また、保護司 OB の男性でも、保護司を定年になった後、さらに、元気で地域活動等に従事しておられる方も多数おられ、その活動の場を提供できるような組織があってもよいように思われ、更女を発展的に改組すること

も考え得るのではなからうか。

### 3 篤志面接委員や教誨師といった刑務所内で活動するボランティアについて

#### (1) 篤志面接委員

篤志面接委員の活動は、家庭問題、職業相談、法律相談などの受刑者の「悩み」の相談や、俳句・短歌、音楽、書道、珠算などの趣味の指導、その他、犯罪防止のための薬物依存離脱指導、交通安全指導、酒害教育などである。

受刑者等の中には、自分の置かれている状況について法律相談が必要なレベルであるかどうかすらわからない者がいる。およそ悩みをいろいろ聞いたうえで、その悩みが精神・心理状態に起因するものなのか、法律問題なのか、家族との調整なのか等についてコンサルティングをする人がいないと、適切な問題解決につながらない場合も多いと思われる。というのも、私は、特別調整によって、初めて法律問題があぶり出されて弁護士の相談につながった多くの例を聞いているからである。受刑者が時間をかけて、自らの抱えている問題について語れるような場を作り、そこでの民間コーディネーターが、他の相談へと適切に割り振っていくようなシステムがないと、「このような制度があります」ということに終わってしまうように思われる。

また、篤志面接委員を企業の社会貢献活動として取り組んでもらい、例えばPCやスマートフォン等の機器の利用について指導を求める、あるいはかような指導の際の機器提供を求めるといったことも検討すべきことかと思われる。企業では廃棄PCの処理に困っている場合があり、機器提供にも協力を求めることが可能ではなからうか。

そして、施設内処遇と社会内処遇の円滑化を進めるためには、社会内での支援に関わる保護司や更生女の会員等を積極的に篤志面接委員に登用し、施設内の状況について保護司に知らせ、共通認識をもって指導に当たれるような体制を作ることも検討すべきではないのか。保護司や更生女は地域で様々なボランティア活動をしており（例えば、地域の補導支援活動）、法務省のボランティアが法務省の活動よりも他の活動を多くしていることには常々疑問を感じている。

#### (2) 教誨師

教誨師は受刑者等の魂の問題に触れる大変重要な役割であり、とくに生命を害した者に対して救いや赦しを与えてきており、当職も、更生に資する重要な活動をしてきたことについて否定するものではない。しかしながら、日本人には「無宗教である」という者が多いのであり、過去に宗教的行事や施設等に触れたことがない者も多い。むしろ、受刑者等に必要なのは、日常生活というよりはむしろ心の深い部分を扱うことがテーマである宗教よりも、日常生活を正常に送ることができるようになるための個別の心理カウンセリングやSSTである場合が多いと思われ、むしろ、施設内での心理職による指導や外部からのカウンセラーの招聘等を行ってそれらを実施することのほうが重要であると思わ

れる。

また、日本人の少なからぬ数の人々は（とくにオウム事件以降）、宗教に対して拒絶的である。ところで、欧米では、もともと東洋の宗教上の伝統的な修行方法であった瞑想を換骨奪胎した、「マインドフルネス」という瞑想の方法が確立し、企業の研修や矯正現場などで流行している。かような、宗教性を廃し、なおかつ、過去に宗教が果たしてきた精神の安定、集中力の陶冶等に役立つ手法が確立しているのであるから、その導入も考えられるべきである（もちろん、宗教者でかような手法に習熟した方もおられる）。

さらに、宗教的な救いは、被害者にとっても必要な場合がある。現在、保護観察所が被害者への対応をしているところ、矯正局には、かような、教誨師という宗教家の大きな資源があるのだから、その活用を考えるべきである。寄る辺のない被害者が、（新興）宗教の食い物となり、多額のお布施を取られるなどの被害にあう場合もあり、必要に応じて、国の活動に関わっている、悪いことをしないであろう宗教者の存在を知らせる（具体的に紹介すると、政教分離原則から問題ありとされるかもしれないが）ことには大きな意味があるように思われる。

#### 4 各種の民間での活動との連携の必要性

##### (1) 公のボランティアどうしの連携

法務省には「人権擁護委員」という人権侵害の防止のための啓発活動や人権相談、勧告等を行うボランティアが配されている。犯罪をした人やその家族がいわれのない差別を受けて苦しむ例などもあるが、かような人達に「人権擁護委員」の存在は知られていない。また、私も人権擁護委員をしたことがあるが、保護司等が中心になってになっている「社会を明るくする運動」に人権擁護委員のときに関わった記憶がない。人権擁護委員にも、犯罪をした人に「おかげさまで」と言ってもらえるよう、更生保護に関する様々な情報提供をすべきではなからうか。人権擁護委員も、地域の保護司も、それぞれ小中学生に作文を書かせているが、共通テーマでの作文を書かせて協働することがあってもよいと思われるし、それぞれの活動について知り、交流する場があってもよいと思われる。これは法務省内部（保護局と人権擁護局で、担当する局は違うのであるが）のボランティアどうしの問題であり、法務省のやる気でいかようにもなる問題ではなからうか。

地域には民生委員が配置されている。民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域で住民の相談に応じ、必要な援助を行う者で、子どもの見守りや子育ての相談などをする「児童委員」を兼ねている、地域福祉サービスに関するボランティアである（最近、民生委員のなり手がなくて困っているという話を聞いたことがあるが、保護司同様、地域社会の崩壊等が原因と思われる）が、地域での福祉のにない手として、極めて重要な役割を果たしていることは言うまでもない。民生委員と保護司を兼ねている人もいるが、組織的な民生委員と保護司との交流は殆どない。民生委員は、地域での見守りや福祉当局との結びつ

きが強く、その知識やノウハウは保護司にも必要なものであるし、現在、犯罪をした人の地域への定着が非常に重要視されているところ、民生委員の協力があれば、よりそのような活動が促進し得る。まずは、民生委員に対して、犯罪をした人の社会復帰の重要性について啓発する活動が必要と思われる。これは、各地の保護観察所が実施することも可能であるし、厚労省が自治体に対して通知を出し、さらにパンフレットを作成して配布するようなことも考え得る。後者のほうが現実的であるかもしれない。また、地域での民生委員と保護司の交流の機会が作られることが望ましいと思われ、そのような企画を基礎自治体に呼びかけてみるのが考えられる。

## (2)各種 NPO 等の民間団体との連携

犯罪をした人に対しては、民間で各種の支援を実施している団体等がある。

### ア 弁護人の福祉職との連携

各地の弁護士会では、地域の福祉職と連携して、様々な調査・研究活動を行うとともに、弁護人が個別事件において被疑者・被告人の更生支援計画を策定し、被疑者・被告人の資質や社会復帰のための資源を調査し、具体的支援の方法を提案する活動を推進している。

検察庁では、社会復帰支援室等の活動を通じて福祉職との連携を実施しているが、福祉職が被疑者・被告人と直接面接することもなく、検察官からの情報に基づいて福祉的支援について検討をしている。そうすると、発達障害等の福祉の専門職が会って話せば発見できる被疑者、被告人の資質が見過ごされたまま福祉支援が決定され、資質に合わない福祉サービスにつながる危険もある。

弁護人の福祉職との連携では、福祉職が被疑者・被告人と面会し、既に家族等の社会資源があればそれとも面会するなどして資料を収集し、計画の策定をしているものであり、時間の制約はあるとはいえ、本人同意の問題や本人の資質のアセスメントがなされる分、検察官と福祉職の連携よりもベターな方法と考えられる。

かような活動に対しては、一部の弁護士会が微々たる費用助成を行っているが、専門家たる福祉職への支援の金額としては貧しいもので、法テラスからの国選弁護費用としての支弁が行われるように刑事費用に関する諸規定は支援法改正が実施されるべきである。なお、来年度予算で法テラス予算を削減する案を法務省が作成していると聞いているが、犯罪をした人が抱えてきた債務超過や家族の問題、意思決定を補う成年後見の問題等、広い分野で法的支援が必要であることに鑑みれば、遺憾である。

### イ DARC 等の自助グループ

薬物依存に関する DARC だけでなく、最近では、窃盗癖、性犯罪等についても自助グループが作られ、ともに立ち直るためのミーティング等を実施している。

自助グループは、同一の問題を持つ当事者の集まりであり、そこから立ち直れた人、あるいは再度問題行動を起こさない期間がある程度続いている人が、自らの経験を披瀝して、新たに加わった人のロールモデルが提供でき、また、そこに参加することで更生への動機付けを与えることができる。

かような自助グループの多くは、資金的な問題を抱えているところ、法人格の取得や会計処理等に対する助言や、公的な助成金等の投入、国が資金を支弁する方法ではなくとも、寄付控除の対象とすることで寄付を集めやすくする支援体制作り、固定資産税の免除などによる経費負担の軽減などの方策の検討、自治体の空いた施設の安価な貸し出し等、様々な経済的支援の方法が考えられる。かような団体の経済基盤が弱く、支援が必要なことはわかりきったことなのであり、いかに具体的な方策を示し得るかが、この検討会の存在意義であると考えているのだが、いかがか。

#### ウ その他の様々なグループの活動と情報共有

各地で、障害のある罪を犯した人に対する支援についての様々な活動をしている団体がある。

##### (ア) TS ネットワークなど更生支援のための各種 NPO 等

犯罪をした人の更生支援に関わる、専門職を交えた各種団体が全国に存在している。

障害を持つ人が、様々なトラブルに巻き込まれることがあることから、障害者の人権擁護や犯罪をしてしまった障害者の支援のために、トラブル・シューティングネットワーク (TS ネットワーク) が各地に作られている。

東京の例 <http://tokyo-ts.net/>

また、各地の TS ネットワークが協働して学会を設立し、権利擁護活動や犯罪をした障害のある人への具体的支援の方法等について研修を実施するなどの活動をしている。

日本司法・共生社会学会

(The Protection and Advocacy society of Japan Panda 学会)

<http://www.pandasj.com/index.html>

この他、犯罪をした人へのいわゆる入口・出口支援にかかわる相談事業等を行っている団体は各地に多数ある。例えば、当職の知人の関わっているところだけでも

NPO まーる (旧「配りの会」)

<https://kubari.jimdo.com/>

一般社団法人ワンネスグループ内ダイバージョンセンター (奈良県)

<http://www.oneness-diversion.com/>

特定非営利法人はすのは (高知県 貧困者支援、DV 被害者支援等の幅広い支援)

<http://kochihasunoha.jp/index.html>

非営利特定法人南大阪自立支援センター

<http://fields.canpan.info/organization/detail/1771283650>

が存する。

このような団体では、それぞれが社会復帰支援に対するノウハウを蓄積し、問題提起をする能力を有しているのであり、法務省・厚労省は、かような団体からの積極的な意見聴取を行うべきであるし、団体が利用可能な補助金について指導するなど、活動の円滑が図れるよう助言すべきである。

(イ) 地域生活定着事業を委託されている団体

地域生活定着支援事業は、自治体が民間団体等に委託することができ、石川県以外は委託事業として実施している。そのような団体では、委託事業以外でも、様々な支援をしている団体がある。

例えば、高齢者・障害者や病気の人に関連してだと、  
一般社団法人よりそいネットおおさか

<http://yorisoi-osaka.jp/>

社会福祉法人南高愛隣会

<http://www.airinkai.or.jp/>

社会福祉法人恩賜財団済生会

<http://www.saiseikai.or.jp/>

などが上げられる。

地域生活定着支援センターの事業は、出口支援に限定されているが、フォローアップ中に再犯に至る例もあり、事実上、入口支援に関わり、効果を上げている多数の例がある。地域生活定着支援センターの事業は、入口支援にも拡大されるべきであり、その法定化や予算の拡充がされるべきと考える。

(ウ) 更生保護施設との連携活動

更生保護施設によっては、弁護士会や個別の弁護士との提携による法律相談や、福祉職や弁護士等の様々な人達での勉強会を実施し、施設の機能をさらにバージョンアップして地域の更生保護の拠点としてさらに育てようとする活動をするなどしている。

法律相談については、例えば、多摩の弁護士有志「TEAM 魁！」は、八王子の更生保護施設2か所を各月1で訪問している。上記のように、「法律相談なのかどうか」のアセスメントも必要な場合が多いので、相談は「よろず相談」と銘打ち、更生保護施設を法テラスの指定相談場所とすることで、法テラスの相談として案件の取り扱いをしている。このような相談事業に対しての金銭助成があれば、もっと活動が広げられるものとする。

5 活動資金をどう集めるのか

更生保護に対する活動に対しては、微々たる国費が投入されているだけであり、この事業は、本来お金と時間と人手をかけて行うべき事業である、という国民の共通認識を作っていくことが大切であり、後述の啓発が非常に重要である。

更生保護法人日本更生保護協会は、更生保護に関わる人や民間団体に対する助成を行い、各種研修や書籍を出版するなどしている団体であり、財界の有力者が歴代会長となっている。しかしながら、その資金力は十分なものとはいえず、各種助成についても十分な支出がされているとは評価し得ない。折角会長が財界の重鎮であるのだから、各種経営者団体への啓発活動を実施して寄付金を集めることなど、具体的な行動を検討し、資金の確保を実施すべきである。例えば、経団連には1350社の企業、109の各種業種団体、47の地方経済団体が加盟しており、3000円の奉加帳を回してもらっただけでも400万円以上を集められる計算となる。経済団体等で、更生保護の重要性について継続的に講演の機会を頂戴するなどの働きかけを考えるべきである。

また各地には、地域の更生保護協会、保護観察協会等が存在するが、地域では知られておらず、当職の居住地でも、毎年1回、会報が回覧板で回ってくる程度と認識している。

若い世代は、NPO等の活動に熱心に取り組んでおり、資金を集めるについて募金サイトを利用するなど、様々な形で活動を紹介し、資金集めをしている。更生保護活動についても、かような若い人の力を借り、活動について積極的に発信して国民への啓発を実施するとともに、資金調達をしていくことを考えるべきである。

## 6 更生保護への理解者を効率的に増やす方法はないか

現在、大学では、研究、教育の成果等を地域に還元する、地域貢献活動が大きな活動の柱になっている。犯罪をした人の社会復帰のために、大学から支援が受けられれば非常に大きな効果があるのではないか。例えば、心理学科のある大学は多数あり、少年の施設で大学生、院生にカウンセリングの訓練の場を与えるようなことが考えられないか。あるいは法学部学生が無料の法律相談を提供することは考えられないか。犯罪をした人の社会復帰支援をしているNPOや更生保護法人等が健全な経営をし、利益を上げられるように経営学部の助言を得ることはできないか。

保護司会と大学が連携している例もあると聞いており、保護司の悩みに対するスーパーバイスをいただくだけでも大きな意味があると考えられ、大学との協力関係を築いていくことも大変有効な方策であると考ええる。

また、我が国における更生保護活動は、仏教界によって始められたといっても過言ではない面がある。教誨師や保護司として活動している者も少なくなく、宗教界の方々に対して、この活動に積極的に取り組んでいただけるよう呼びかけることはできないのか。もちろん、社会復帰支援の際に布教、折伏のようなことがなされることはあってはならないのだが、非課税である宗教法人に対して、わずかな資金を集めることも困難な犯罪をした人の支援に協力を求めることは不合理ではなからう。

## 7 「犯罪の防止」のためには不幸な人を減らすこと

犯罪をした人は、生きづらさを抱えた人であり、以前、子ども食堂のような、地域の子どもに対する支援活動について紹介したが、地域で貧困家庭の子ども達に対して、食事や勉強する場、あるいは学習指導等がなされれば、子どもたちが学校への適応が可能となり、いじめの対象とされ、落ちこぼれる等がある程度防止することが可能となる。かようなニーズは、地域での諸活動から見いだされるものであり、民生委員、児童委員、青少年委員、PTAなどの福祉、教育に関わる人達と、保護司、更女のような更生保護にかかわる人達が協力しあい、社会のセーフティネットを大きくしていくことが必要と考える。

## 第2 啓発活動について

### 1 社会を明るくする運動について

犯罪をした人の社会復帰については「社会を明るくする運動」があるが、この啓発においては、わかりやすい「非行」あるいは「少年時代に悪かった」等との言葉が用いられ、非行少年の社会復帰への協力と読めてしまう部分がある。比較的、非行少年の社会復帰の場合は、「犯罪をした前科者」とはならないことが多く、社会の理解を得ることが比較的容易であるが、そうではない「前科者」「ムショ帰り」の犯罪をした人については、社会の理解を得ることがより困難であるにも関わらず、その点についての啓発が十分ではないという印象を持っている。また、その啓発のパンフレット等も、抽象的で、犯罪をした人が身体拘束から解放されて社会に復帰してきた場合に、何をどうすればいいのか、という具体的なメッセージが伝わらないうらみがある。

さらに、この啓発活動である「社会を明るくする運動」は、各地保護司会のある意味メインイベントであるが、有職者である保護司はかような活動に参加することが困難であり、保護司会の会合や委員会、かような活動に参加することが保護司の活動であると確信している従来型保護司と、有職者・専門家保護司との間に溝が出来る危険が存する。かような啓発活動や保護司会の維持のための活動が重要であることは認めるし、義務だといわないと保護司会が動かない危険があることを否定しないが、参加が任意であることを相互了解事項とし、本業のために出席ができない保護司の精神的な負担感を減らすことも重要であるように思われる。

### 2 なぜ国民は更生保護に無理解なのか 更生可能なことを積極的に啓発を！

刑務所については各地で誘致の動きがあるが、更生保護施設やDARC等の施設は住民の反対にあって建設が極めて困難である。刑務所は「中にいる人が逃げません」と宣伝しているので住民が安全だとの印象を持つ一方、後者は、普通に生活させる出入り自由の施設だから「危険な前科者が近所を出歩かれると困る」という住民感情が発現してしまうのである。

しかし、刑務所が、社会にもっと開かれるべきであることは以前にも指摘したとおりであり、外泊、外出等をもっと積極的に取り入れなければ、円滑な社会復帰の促進はできない。刑務所が「出しません。逃がしません。」という宣伝をす

ることがその足かせになることはないのか危惧するものである。

また、更生保護施設等が、近隣住民の感情を意識しすぎると、施設の規則が厳しくなり、「うちの施設は刑務所より厳しい」と対象者が嘆き、自主性や創造性を奪う結果が生じかねない。

国民が「犯罪をした人」と言われてイメージするのは、凶悪な殺人犯や職業的侵入盗等である。国民は、軽微な窃盗を繰り返している人が刑務所に数割いることを理解していないし、薬物事犯は享樂的に薬を楽しんでいる人で、フラッシュバックを起こしていつ暴れるかわからない危険な人、というイメージを持っている。薬物使用のために薬物の恐ろしさを啓発することはよいことだが、その啓発のしよによっては、薬物事犯をした人が、あたかもモンスターであるかのイメージが作られてしまう。このかねあいについて、もっと工夫できないだろうか。また、社会福祉法人南高愛隣会の活動の報告で、同会の更生保護施設から他の福祉施設につないでいくときに「銃刀法違反」だけではなく、「いじめられっ子がカッターナイフを持っていた」、「殺人未遂」だけではなく「貧困からの母子心中くずれの事件」（事件内容は加工している）というような、具体的事案を知らせることで理解を得られたケースも多いとのことである。個人情報との相克はあるが、犯罪をした人の実際に犯した犯罪の内容や事情等を開示して、更生保護施設や犯罪をした人が入居する福祉施設等の近隣住民の理解を得る努力が必要な場面もあり得るのではないか（もちろん、情報の開示には本人の承諾が必要ではあるが）。

国民の多くは、「犯罪をした人は危ない人、好ましくない人だ」「側に居てほしくない」「厳罰に処せ」「ここには来るな」という考えでいる。刑事弁護をしていると「お前は犯罪者の味方か。被害者の仏壇の前で土下座しろ。」「お前は危険な奴を社会に野放しにする気か」「お前がその犯罪者を引き取れ」等という罵声を浴びることはしばしばであり、かような国民の生の感覚は理解しているつもりである。

イタリアにおいては、憲法に、犯罪をした人の社会復帰について言及する規定があり、刑の目的は、その更生、社会復帰にあることが明示されている。我が国においても、憲法では無理かもしれないが、刑法での刑事罰の意味の規定や刑訴法の刑の執行にかかる規定中にかような規定を盛り込む改正をすることは可能であると思われるし、社会に対して、犯罪をした人と社会で伴走する機会を作ることが、その人の社会復帰のためには必要であり、ひいてはそれが犯罪防止に資することを、もっと明確にメッセージとして送るべきである。前科を有するが社会で正しく、しかも顕名で活動している人は多数おられるので、そのような方々に、テレビ、ラジオの番組に出ていただく、新聞や雑誌等でインタビュー等をしていただくなどのご協力を得て、具体的かつ積極的な「立ち直りが可能」というメッセージを国民に対して発するべきである。

- 3 被害者にならないための教育 とくに性についての必要な啓発、教育について  
犯罪をした人の中には、犯罪や犯罪とはいえずとも何らかの被害にあい、その

結果犯罪に至っている人が数多く存する。例えば、金銭をだまし取られるなどして困窮しての経済事犯、虐待の被害者が虐待をする者に対抗し、あるいは暴力がコミュニケーション手段と考えて起こす暴力犯罪、そのような被害に遭った精神的苦痛から逃れるために逃避として行う薬物犯罪等は、すぐに頭に浮かべることができる。

犯罪被害にあわないように啓発することは、実は、犯罪をさせないための極めて有効な手段である。消費者被害にあわないように気をつけるべきことや、虐待やいじめ等にあった場合に相談に乗れる場所を紹介することなどについて、学生時代から教育をすることやパンフレット配布やコマーシャル、テレビ番組等を通じた啓発活動は極めて重要である。障害のある人には、このような情報をわかりやすく啓発する必要があり、教育のところで指摘したとおり、社会福祉法人南高愛隣会の作成した「地域で安全に暮らしていくために 犯罪防止、被害防止のためのテキスト」などが参考になる。

ところで、性犯罪については、性に関する誤った情報の氾濫が性犯罪の引き金になっていることがつとに指摘されており、とくに若年者、知的・発達障害を有している人にとっては、ポルノが犯行の教本となっていることが少なくない。我が国においては、性表現に対する規制がほとんどされておらず、子どもがテレビを見る時間から性交場面のある映画やドラマが放映され、インターネットのニュースサイトの宣伝欄に非常に問題のある性的テーマのマンガがスポンサーとして画面を載せ、スポーツ新聞や一般週刊誌が女性のヌードやポルノ小説（しかもイラスト付）等が掲載されているなど、少なくとも子どもがアクセス可能なメディアでの性的表現について何らの規制が考えられていない。このような野放図な状況により「女性は嫌だといっているでも丁寧な性行為をすれば満足する」等の誤ったメッセージが繰り返しすり込まれることになるのであり、何らかの表現規制をすることが啓発以上に必要と思われる。

かような規制が困難であるならば、性関係というのは信頼関係に基づいて行われるべきものであるというような、人間関係とからめた性教育（これは学校教育のところで指摘すべきだった論点かもしれない）や、ポルノ表現には誤りがあり、そのような表現によって傷つく人がいることやそれによって犯罪に至った人がいることについての啓発をして、国民一人一人に性表現の問題性を共通認識にしようとともに、マスコミ等の自主的な時間、場所等の規制を求めていくということが必要ではなかろうか。

また、女性犯罪者が被害者の立場であるという指摘が以前法務省からなされたが、かような被害の多くは性被害である。上記のような啓蒙とともに、AV出演の強要などポルノ被害にあわないよう安易にスカウトに着いていかないことや万一被害にあったときの相談場所を啓蒙する（民間団体の **PAPPS** <https://paps-jp.org/> は、ポルノ被害の防止のためのチラシを作っている）ことが必要である。学校の「性教育」も、メディアやネット情報からの誤った性情報に対する修正ができるような啓発活動も含めたものとする必要があるだろう（性被害に限らず、ネットへの教育は現在全く不足しているものと考えている）。

以 上